

◎新潟県告示第1555号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

平成26年11月21日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 検査の対象となる特定計量器 皮革面積計
- 2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時		検査場所	検査区域等
12月16日（火）から 18日（木）まで	午前10時から正午まで 午後1時から3時30分まで	特定計量器の所在場所	新潟市、長岡市及び上越市を除く新潟県全域

- 3 実施機関
新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会